

要 望 書

2025年1月24日

東日本旅客鉄道株式会社
鉄道事業本部モビリティ・サービス部門
営業業務支援室長 様

全国私立通信制高等学校協会
会長 吾妻 俊治

高等学校通信教育規程で規定する学習等支援施設を通学定期乗車券及び
学生割引回数乗車券の販売対象施設としていただくことについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、私立通信制高等学校に在籍する生徒の通学等に格別のご理解とご高配を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして以下の通り要望いたしますのでご配慮を賜りますようお願い
申し上げます。

記

<通学定期乗車券及び学生割引回数乗車券の発売対象施設についての貴社の規則>

通信制高等学校における通学定期乗車券及び学生割引回数乗車券の発売対象施設につい
ては、貴社が定めている東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則（以下「
学校規則」という）の第4条で、「高等学校の通信制の課程にあつては、高等学校通信教
育規程第3条第1項1号で規定する面接指導等実施施設に限る」と規定されており、同規
程第3条第1項2号で規定する「学習等支援施設」は発売対象施設から除外されていま
す。

<通学定期乗車券及び学生割引回数乗車券の発売対象施設に関する要望内容>

以下にお示しします、現在の高等学校通信制課程の教育に関する法律等の規定やガイド
ライン、高等学校通信制課程で学ぶ生徒の状況、その生徒状況を背景とするきめ細かな教
育の重要性等を勘案し、「学習等支援施設」を通学定期乗車券及び学生割引回数乗車券の
発売対象施設としてお取り扱いいただきますよう本協会として強く要望いたします。

<要望の背景>

現在、高等学校通信制課程の教育は、高等学校通信教育規程（以下「通信教育規程」と
いう）、高等学校学習指導要領、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライ

ン（以下「ガイドライン」という）、に基づいて実施されております。

このたびの貴社の学校規則の改正は、通信教育規程の第2条で規定している「通信教育は添削指導、面接指導、および試験の方法で行うものとする。」との内容を基に、面接指導を行わない学習等支援施設を除外したものと考えますが、ガイドラインにおきまして

「不登校経験や中途退学その他の多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、きめ細かな支援に努めること」との指針が示されております。この点につきましての詳細は後述いたしますが、現在、通信制高等学校には不登校、いじめなど精神的な悩みや身体的な疾病等のある生徒が70%以上在籍（添付資料－1参照）しており、多くの生徒はこれらを要因として未学習・未体験等の課題を抱えております。このため通信制高等学校の学び方の基本である自学自習のみで単位を修得することは極めて難しく、当該の生徒たちにとって、通信教育規程の第2条で規定している添削指導、面接指導に加えて、日常的な学習活動等の支援を受けることが大変重要になっております。

通信制高等学校の実施校と異なる場所に居住する生徒に対する日常的な支援は、面接指導等実施施設と学習等支援施設が担っておりますが、本協会の調査によりますと、私立通信制高等学校に在籍している生徒のうち、各施設で学習する生徒の割合は前者が約40%、後者が約35%（添付資料－2参照）となり、「学習等支援施設」は、面接指導等実施施設と同様に高等学校通信制課程の教育を行う上で欠かせない重要な役割を担っている施設となります。

また、令和4年度に実施された高等学校通信教育規程の一部改正において、新たに通信教育連携協力施設が定義された際、従来の「協力校」にあたる「面接指導等実施施設」に加えて、新しく「学習等支援施設」が追加され、学習等支援施設は法令上でも通信制課程の高校教育を行う上で必要な施設であることが明確化されております。同様に、ガイドラインにおいても当該施設は高等学校通信教育を担う施設として位置づけられており、その役割と機能及び運営についての指針が示されております。

繰り返しとなりますが、上述いたしましたように、「学習等支援施設」は、実施校と異なる場所に居住し不登校等の悩みを抱える多くの生徒にとって、所定の学力を身につけ単位を修得するために必要不可欠な施設であり、法令等においても高等学校通信制課程の教育を担う施設として認められており、高等学校在籍生徒が学校外での学習を行う、学習塾や予備校とは明らかに異なる存在であることを、ご理解頂きたいと思います。

つきましては、「面接指導等実施施設」と同様に、「学習等支援施設」に対しましても通学定期乗車券及び学生割引回数乗車券の発売対象施設としてお取り扱いいただきますことを本協会として要望いたします。

（生徒状況等ついて詳細をお示しいたします項目）

1. 学習等支援施設で学習する生徒の状況について
2. 生徒の居住地の近隣での学習環境について
3. 学習等支援施設で学習する生徒の家庭の経済状況について

4. 学習等支援施設と学習塾等との違いについて

1. 学習等支援施設で学習する生徒の状況について

通信制高等学校には、小・中学校時代及び前籍高等学校で不登校経験がある生徒、特別な支援を必要とする生徒、進学した学校でのいじめやその他の要因によりその学校になじめず通信制高等学校に転校した生徒、また、精神的な悩みや身体的な疾病を抱える生徒等が数多く在籍しております。(※)

上記に該当する生徒は、学習等支援施設に通学する生徒の中にも多数おり、中学校あるいは前籍高等学校において未学習・未体験の部分が多々抱え、また学習の仕方が身につけていないため、通信制高等学校の学び方の基本である自学自習のみで学習を進めることは極めて難しい状況にあります。

このため、当該生徒が通信制高等学校で学び単位を修得し、卒業後の進路を決めるためには、通信制高等学校の実施校で指導している面接指導、添削指導に加えて、学習等支援施設で日常的に行う学習活動の支援や進路選択・心身の健康等に関わる相談は必要不可欠なものです。

(※) 平成 29 年度文部科学省委託事業の報告書では、広域通信制高等学校におけるこれらの生徒が占める割合は 70 % を超えております。(添付資料－1 参照)

2. 生徒の居住地の近隣での学習環境について

居住地の近隣に実施校を含めて面接指導等実施施設が設置されていない場合や、実施校以外の面接指導等実施施設が設置されている場合でもその生徒に適した環境になっていない場合には、実施校が設置あるいは実施校と連携協力している学習等支援施設を選択することが多くなります。

3. 学習等支援施設で学習する生徒の家庭の経済状況について

一般的に、通信制の高等学校の生徒納付金は全日制の高等学校に比べてかなり低く設定されておりますが、上記 1 項でお示しした不登校等の悩みを抱える生徒も含めて、経済的な負担を抑えるために通信制高等学校を選択する場合があります。

したがって、通信制高等学校には全日制高等学校に比べて経済状況に厳しい家庭の生徒が数多く在籍している現状です。

4. 学習等支援施設と学習塾等との違いについて

学習等支援施設は、高等学校通信教育規程の第 3 条で「生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附随する事務の実務その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設」と規定されており、実施校と連携して支援することが学習等支援施設の役割であることが明記されております。また、同規程の第 4 条で学習等支援施設として連携協力を行う施設とするためには、学則に施設毎の定員を定めることが義務付けられております。なお、同様の内容が高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインにも記述がされております。

一方、学習塾等は上述の縛りは一切受けることは有りません。

(参考：高等学校通信教育規程の抜粋)

第3条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者は、通信教育連携協力施設（当該実施校の行う通信教育について連携協力を行う次に掲げる施設をいう。以下同じ。）を設けることができる。この場合において、当該通信教育連携協力施設が他の設置者が設置するものであるときは、実施校の設置者は、当該通信教育連携協力施設の設置者の同意を得なければならない。

- 一 面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設（以下「面接指導等実施施設」という。）
- 二 生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附随する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であって、面接指導等実施施設以外のもの（第十条の二第二項において「学習等支援施設」という。）

（2項、3項省略）

第4条

（1項省略）

- 2 実施校の設置者は、前条第一項の規定により通信教育連携施設を設ける場合には、実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携施設ごとの定員を学則に定めるものとする。

(参考：高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの抜粋)

※ このガイドラインは平成28年9月に策定されましたが、以降現在までに3回改訂されております。

1. 学校の管理運営に関する事項

(1) 教職員の配置等

- ① 実施校の設置者は、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「通信教育規程」という。）第2条に規定する添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及び試験について、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員により行うことができるよう、教員配置を行うとともに、多様な生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ること。

具体的には、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は通信制課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程

に在籍する生徒の見込数)を 80 で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

(以下省略)

- ② 不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、きめ細かな支援の充実に努めること。
- ③ 特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえ、特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する専門的な知識・経験を有する教員等の配置、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用、教員の専門性向上のための研修の実施等により、支援の充実に努めること。
- ④ 進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーを配置するなど、生徒の社会的・職業的自立に向けた支援の充実に努めること。
- ⑤ 実施校の設置者は、事務職員の配置等による学校事務体制の整備に努めること。

((2) 項省略)

(3) 通信教育連携協力施設の設置等

- ① 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設（通信教育規程第3条第1項に規定する通信教育連携協力施設をいう。以下同じ。）として、面接指導等実施施設（通信教育規程第3条第1項第1号に規定する面接指導等実施施設をいう。以下同じ。）、学習等支援施設（通信教育規程第3条第1項第2号に規定する学習等支援施設をいう。以下同じ。）を設けることができること。
- ② 通信教育連携協力施設を設置する場合において、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条第2項第2号の規定に基づき、その名称、位置及び定員を含めて通信教育連携協力施設に関する事項を学則に記載すること。また、面接指導等実施施設と学習等支援施設の性質が異なることに鑑み、面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別して記載すること。
- ③ 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設とすることができる。具体的に、「特別の事情」がある場合としては、例えば、生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、実施校の分校又は協力校を設けることができない等の場合などが考えられること。また、面接指導等実施施設として他の学校又は施設を使用して、添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握や確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務

を行う場合には、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員に実施させることなく、実施校の身分を有する教職員が責任を持って行うこと。

- ④ 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の実情を勘案し、通信教育規程第5条から第10条までに定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならないこと。

(⑤ から⑧項省略)

- ⑨ 面接指導等実施施設における教育課程の適切な編成・実施が可能となるよう、その教育環境の確保に当たっては、当該面接指導等実施施設において面接指導等の実施に連携協力を行う各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）に応じて、例えば、保健体育等での実技、理科や家庭等での観察・実験や実習等が十分に実施することができるよう、実施校と同様に、面接指導等の実施に必要な実験・実習等のための施設及び設備や、保健体育の面接指導等の実施に必要な運動場等を確保すること。
- ⑩ 通信教育連携協力施設の教育環境の確保に当たっては、多様な生徒の実態を踏まえ、例えば保健室の整備や養護教諭等の配置を行うなど、生徒にとって安心・安全な居場所を提供することができるものとする。

(4) 通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等

- ① 通信教育連携協力施設を設ける実施校の設置者は、当該施設との連携協力について担当する教職員を配置し、定期的に訪問するなど、適切な連携協力関係の確保に努めること。
- ② 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合において、実施校の設置者と通信教育連携協力施設の設置者が異なる場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うこと。
- ③ 添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握・確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務（以下「添削指導等」という。）は、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員など実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させることなく、実施校の教職員が行うこと。

(以下省略)

(添付資料－１)

通信制課程に在籍する生徒の実態等

	狭域通信制	広域通信制
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

（出典）「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書

（平成 29 年度文部科学省委託事業）

(添付資料－２)

私立通信制高等学校における施設別生徒数

	実施校	面接指導等実施施設	学習等支援施設	合 計
施設別生徒数	20,168 人	32,884 人	28,174 人	81,226 人
構成比率	24.8%	40.5%	34.7%	

（出典）「私立通信制高等学校 実態調査」（令和 6 年度調査 全国私立通信制高等学校協会）